

香川県出先機関事務決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和8年3月27日

香川県知事 池田豊人

香川県規則第19号

香川県出先機関事務決裁規則の一部を改正する規則
香川県出先機関事務決裁規則（昭和44年香川県規則第5号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前						
別表1（第2条、第6条関係）				別表1（第2条、第6条関係）						
出先機関及び代決者				出先機関及び代決者						
出先機関名		代決者		出先機関名		代決者				
		第1順位	第2順位			第1順位	第2順位			
略				略						
健康福祉部	略	香川県西部子ども相談センター	略	健康福祉部	略	※香川県子ども女性相談センター西部子ども相談センター	略			
略				略						
備考				備考						
略				略						
別表2（第3条、第4条関係）				別表2（第3条、第4条関係）						
出先機関共通決裁事項				出先機関共通決裁事項						
関係事務	事項	所長等 委任	決裁区分		関係事務	事項	所長等 委任	決裁区分		
			所長等	課長等				所長等	課長等	
1 一般関係事務	(1)～(24) 略				1 一般関係事務	(1)～(24) 略				
	備考									備考
	1・2 略									
3～5 略	3 子ども女性相談センター西部子ども相談センター所長には、(4)から(9)まで、(11)及び(14)の事項のみを委任する。	4～6 略	4～6 略							
2 服務関係事務	(1)～(14) 略				2 服務関係事務	(1)～(14) 略				
	備考									備考
1 支所の長（産業技術センター発酵食品研究所長、農業試験場府中果樹研究所長、農業試験場小豆オリーブ研究所長、園芸総合センター所長及び農業試験場病害虫防除所長を含む。）並びにミュージアム瀬戸内海歴史民俗資料館長、ミュージアム香川県文化会館長及び高等技術学校副校長（勤務公署が丸亀市にある者に限る。）は、(2)、(3)、(4)（さわやか旅行補助制度又はリフレッシュ旅行補助制度に参加する場合に限る。）及び(6)から(12)までの事項のみを専決するものと				1 支所の長（子ども女性相談センター西部子ども相談センター所長、産業技術センター発酵食品研究所長、農業試験場府中果樹研究所長、農業試験場小豆オリーブ研究所長、園芸総合センター所長及び農業試験場病害虫防除所長を含む。）並びにミュージアム瀬戸内海歴史民俗資料館長、ミュージアム香川県文化会館長及び高等技術学校副校長（勤務公署が丸亀市にある者に限る。）は、(2)、(3)、(4)（さわやか旅行補助制度又はリフレッシュ旅行補助制度に参加する場合に限る。）及び(6)から(12)までの事項のみを専決するものと						

	する。	
	2 略	
3～6 略		
7 財務関係事務	(1)・(2) 略	
	(3) <u>債務負担行為に係る契約及び長期継続契約を締結すること。</u>	略
	(4)～(27) 略	
	備考 略	

	る。)及び(6)から(12)までの事項のみを専決するものとする。	
	2 略	
3～6 略		
7 財務関係事務	(1)・(2) 略	
	(3) <u>長期継続契約を締結すること。</u>	略
	(4)～(27) 略	
	備考 略	

別表4 (第3条、第4条関係)
小豆総合事務所以外の出先機関の個別決裁事項

1～9 略

10 保健所

関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分	
			所長等	課長等
1～10 略				
11 医療法関係事務 法…医療法 政…医療法施行 令 省…医療法施行 規則	(1)～(4) 略			
	(5) <u>診療所又は助産所の開設の届出を受けること。(法8条1項)</u>	略		
	(6) <u>オンライン診療受診施設の設置の届出を受けること。(法8条2項)</u>	○	○	
	(7) <u>病院、診療所若しくは助産所又はオンライン診療受診施設の休止、廃止、再開等の届出を受けること。(法8条の2第2項、9条)</u>	略		
	(8) 略			
	(9) 略			
	(10) <u>病院(公的医療機関である病院を除く。以下この事項において同じ。)、診療所若しくは助産所の開設者等若しくはオンライン診療受診施設の設置者に対し報告を命じ、又は当該職員に病院、診療所、助産所若しくはオンライン診療受診施設の立入検査をさせること。(法25条1項)</u>	略		
(11) <u>病院(公的医療機関である病</u>	略			

別表4 (第3条、第4条関係)
小豆総合事務所以外の出先機関の個別決裁事項

1～9 略

10 保健所

関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分	
			所長等	課長等
1～10 略				
11 医療法関係事務 法…医療法 政…医療法施行 令	(1)～(4) 略			
	(5) <u>診療所又は助産所の開設の届出を受けること。(法8条)</u>	略		
	(6) <u>病院、診療所又は助産所の休止、廃止、再開等の届出を受けること。(法8条の2第2項、9条)</u>	略		
	(7) 略			
	(8) <u>病院の医師の宿直の免除を許可すること。(法16条ただし書)</u>	○	○	
	(9) 略			
	(10) <u>病院(公的医療機関である病院を除く。以下この事項において同じ。)、診療所若しくは助産所の開設者等に対し報告を命じ、又は当該職員に病院、診療所若しくは助産所の立入検査をさせること。(法25条1項)</u>	略		
(11) <u>病院(公的医療機関である病</u>	略			

	院を除く。)、診療所若しくは助産所の開設者等又はオンライン診療受診施設の設置者に対し物件の提出を命ずること。(法25条2項)			
	(12) 略			
	(13) 病院、診療所又は助産所の開設許可事項等の変更の届出(病床数の増加に係るものを除く。)を受けること。(政4条1項)	略		
	(14) オンライン診療受診施設の設置届出事項の変更の届出を受けること。(政4条4項)	○	○	
	(15) 略			
	(16) 病院の医師の宿直の免除を許可すること。(省9条の15の2)	○	○	
12~21 略				
22 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係事務 法…医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 政…医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令 省…医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則 規…医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保	(1)~(7) 略			
	(8) 薬局製造販売医薬品の製造販売を承認し、又は当該承認事項の一部変更を承認すること。(法14条1項・13項)	略		
	(9) 薬局製造販売医薬品の製造販売の承認事項の軽微な変更の届出を受けること。(法14条14項)	略		
	(10)~(31) 略			

	院を除く。)、診療所又は助産所の開設者等に対し物件の提出を命ずること。(法25条2項)			
	(12) 略			
	(13) 病院、診療所又は助産所の開設許可事項等の変更の届出(病床数の増加に係るものを除く。)を受けること。(政4条)	略		
	(14) 略			
12~21 略				
22 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係事務 法…医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 政…医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令 省…医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則 規…医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保	(1)~(7) 略			
	(8) 薬局製造販売医薬品の製造販売を承認し、又は当該承認事項の一部変更を承認すること。(法14条1項・15項)	略		
	(9) 薬局製造販売医薬品の製造販売の承認事項の軽微な変更の届出を受けること。(法14条16項)	略		
	(10)~(31) 略			

保等に関する 法律施行細則	
23～33 略	

11 子ども女性相談センター

関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分	
			所長等	課長等
1 児童福祉法関係事務 法…児童福祉法 政…児童福祉法 施行令 省①…児童福祉 法施行規則 省②…里親が行 う養育に関 する最低基 準	(1)～(18) 略			
	(19) <u>児童相談所長に、児童の一時保護を行わせ、又は適当な者に当該一時保護を行うことを委託させること。(法33条2項、18項、20項)</u>	○	○	
	(20)～(23) 略			
	(24) <u>扶養義務者等から措置に要する費用を徴収すること(小豆総合事務所長及び東讃保健福祉事務所長委任事項を除く。)(法56条2項)</u>	略		
	(25)～(34) 略			
2 略				

12 西部子ども相談センター

関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分	
			所長等	課長等
1 児童福祉法関係事務 法…児童福祉法 政…児童福祉法 施行令 省①…児童福祉 法施行規則 省②…里親が行 う養育に関 する最低基 準	(1)～(18) 略			
	(19) <u>児童相談所長に、児童の一時保護を行わせ、又は適当な者に当該一時保護を行うことを委託させること。(法33条2項、18項、20項)</u>	○	○	
	(20)～(23) 略			
	(24) <u>扶養義務者等から措置に要する費用を徴収すること(中讃保健福祉事務所長及び西讃保健福祉事務所長委任事項を除く。)(法56条2項)</u>	○	○	
	(25)～(34) 略			
2 略				

13～33 略

附 則

保等に関する 法律施行細則	
23～33 略	

11 子ども女性相談センター

関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分	
			所長等	課長等
1 児童福祉法関係事務 法…児童福祉法 政…児童福祉法 施行令 省①…児童福祉 法施行規則 省②…里親が行 う養育に関 する最低基 準	(1)～(18) 略			
	(19)～(22) 略			
	(23) <u>扶養義務者等から措置に要する費用を徴収すること(小豆総合事務所長及び保健福祉事務所長委任事項を除く。)(法56条2項)</u>	略		
	(24)～(33) 略			
2 略				

12 子ども女性相談センター西部子ども相談センター

関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分	
			所長等	課長等
1 児童福祉法関係事務 法…児童福祉法 政…児童福祉法 施行令 省①…児童福祉 法施行規則 省②…里親が行 う養育に関 する最低基 準	(1)～(18) 略			
	(19)～(22) 略			
	(23)～(32) 略			
	(33) 略			
2 略				

13～33 略

この規則は、令和8年4月1日から施行する。ただし、別表4の10の表22の項の改正規定は、同年5月1日から施行する。